

2020年1月

自動車保険改定のご案内



くるまの保険

大同火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）では、2020年1月1日以降保険始期のご契約より、自動車保険の商品改定を実施することといたしましたのでご案内いたします。改定につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 型式別料率クラスの見直し（自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車）

DAY-GO! くるまの保険

DAP

自家用普通乗用車と自家用小型乗用車の型式別料率クラス※を現行の「9クラス」から「17クラス」に細分化いたします。また、自家用軽四輪乗用車につきましても、新たに型式別料率クラスを導入いたします。これにより、ご契約のお車によっては保険料が引上げ・引下げとなるケースがございます。

改定前		改定後	
用途・車種	型式別料率クラス数	用途・車種	型式別料率クラス数
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	9	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	17
自家用軽四輪乗用車	なし	自家用軽四輪乗用車	3

※ 型式別料率クラスとは、型式別のリスク実態をより適切に保険料に反映させ、保険料負担の公平性の向上を図る為、導入されている区分のことです。これまでは自家用普通乗用車と自家用小型乗用車にのみ導入されておりました。

2 AEB割引適用条件の見直し（自家用軽四輪乗用車）

DAY-GO! くるまの保険

DAP

これまでのご契約では、衝突被害軽減ブレーキ（AEB）を装着している自家用軽四輪乗用車については、発売時期に関わらずAEB割引の適用が可能でありました。

しかし、2020年1月1日以降保険始期より自家用軽四輪乗用車についても型式別料率クラスが導入されることから、「型式の発売後約3年以内」※に適用対象期間の見直しを行います。

これにより、自家用（普通・小型）乗用車と同様の適用条件となります。なお、自家用（普通・小型）乗用車につきましては、適用条件の変更はございません。

※ 発売後約3年以内とは「型式が発売された年度に3を加算した年（暦年）の12月末までの期間」をいいます。

改定前	改定後
AEB割引の適用対象期間	AEB割引の適用対象期間
◇AEBを装着している自動車 (発売時期は問わない)	◇AEBを装着している自動車のうち、保険始期が <b>型式の発売後約3年以内</b> である自動車

注意点！！

AEB装置によるリスク軽減効果は、発売後約3年を経過した時点で、型式別料率クラスにより保険料に反映されることとなります。そのため、ご契約のお車が「発売後約3年以内」を経過している場合は、現契約ではAEB割引が適用されていたとしても、更新を行った際にはAEB割引が適用されませんので、お気を付け下さい。



(例) 発売年度：2016年1月1日発売（2015年度）

⇒ AEB割引適用可否：

改定前：発売時期を問わないため適用

改定後：保険始期が「2018（=2015+3）年12月31日」を過ぎているため不適用

お車の使用実態にあわせた区分として「事業専用車」を新設し、DAPでお引き受けいたします。

#### 事業専用車とは？

「ノンフリート契約者※1」で、「記名被保険者が個人」、かつ、「ご契約のお車が自家用8車種※2」の場合で「事業にのみ使用する自動車※3」のことをいいます。事業専用車に該当するかどうかは、始期日時点でのご契約のお車の用途・使用状況により判定し、事業専用車に該当する場合はDAP契約でのお引受けとなります。

※1 所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下の契約者をいいます。

※2 以下の8種類の用途・車種の総称を自家用8車種といいます。自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量（0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特殊用途自動車（キャンピング車）。

※3 事業に使用することがある自動車でも、事業以外の用途にも使用する場合は「事業専用車」に該当しません。



ご契約の内容が、「ノンフリート契約者」、「記名被保険者が個人」、「ご契約のお車が自家用8車種」の3つの条件を満たしており、お車を「事業にのみ使用している」場合は、ご契約の際にその旨を代理店にお伝えください。

弊社の直近の保険金のお支払状況や、2019年10月の消費税増税の影響、2020年4月施行予定の民法改正による法定利率の変更等を踏まえ、保険料水準の全面的な見直しを行います。

ご契約の条件によっては、前年無事故であっても、更新時の保険料が引上げとなる場合がございます。恐れ入りますが、保険料の見直しについてご理解賜りたく、よろしくお申し上げます。

また、ご契約いただく際には、更新のご案内または保険契約申込書に記載されたご契約条件および保険料をご確認いただきますようお願いいたします。

golfer特約のホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払いには、ホールインワン・アルバトロスを達成した瞬間を下記の目撃者（ア・イの両方（公式競技においてはア・イのいずれか））が目撃していることが必要になります。その目撃者に、従来は含まれなかったゴルフコンペ参加者や帯同者も含むよう見直しを行います。

改定前			改定後		
目撃者			目撃者		
ア.同伴競技者※1		○	ア.同伴競技者※1		○
イ.同伴競技者以外の第三者	ゴルフコンペ参加者以外	○	イ.同伴競技者以外の第三者	ゴルフコンペ参加者以外	○
	ゴルフコンペ参加者（先行・後続パーティのプレーヤー）	×		ゴルフコンペ参加者（先行・後続パーティのプレーヤー）	○
	帯同者※2	×		帯同者※2	○

※1 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。

※2 同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同する、ゴルフを行なわない者をいいます。

※ このチラシは自動車保険の改定内容の概要を記載したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

※ 「DAY-GO! くるまの保険（またはDAYG）」は個人用総合自動車保険、「DAP」は一般自動車保険、「DPD」は自動車運転者保険の略称です。

「この島の損保。」



本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

〈お問い合わせ・ご相談〉 ☎ 0120-331-648（お客さま相談センター）

受付：平日 午前9時～午後5時（※土・日・祝日、12/31～1/3）

お問い合わせは